



令和2年度概算要求について

令和元年9月18日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室

1. 令和2年度概算要求の全体像（社会・援護局（社会））

義務的経費
(年金・医療等)

▲0.1%

2兆8,863億円 [▲34億円]
(前年度2兆8,897億円)

【主な内容】

保護費負担金

- ・生活扶助費等負担金 1兆3,178億円 [▲236億円]
- ・医療扶助費等負担金 1兆4,513億円 [+186億円]
- ・介護扶助費等負担金 780億円 [+13億円]
- 保護施設事務費負担金 299億円 [+1.8億円]
- 中国残留邦人生活支援給付金 91億円 [+1.4億円]
- 配偶者支援金 2.5億円 [+0.1億円]

令和2年度概算要求額*

3兆75億円

[対前年度+74億円 (+0.2%)]

(前年度3兆1億円)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 前年度予算は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

義務的経費
(年金・医療等以外)

+3.4%

284億円 [+9.4億円]
(前年度274億円)

【主な内容】

- ・生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 227億円 [+9.8億円]
- ・貸付事業利子補給金 35億円
- ・生活保護指導監査委託費 19億円 [▲0.3億円]

公共投資関係費

+3.9%

5.2億円 [+0.2億円]
(前年度5億円)

【主な内容】

- ・地方改善施設整備費 4.4億円 [+0.1億円]

裁量的経費

+13.3%

920億円 [+108億円]
(前年度812億円)

【主な内容】

- ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 530億円 [+94億円]
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 274億円 [▲1.4億円]

復興特別会計 2.0億円 [±0億円] ※ 復興庁所管の交付金「被災者支援総合交付金」を除く。

・ 被災地における福祉・介護人材確保対策 2.0億円 [±0億円]

2. 令和2年度概算要求のポイント（社会・援護局（社会））

I 生活保護制度の適正な実施

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や被保護者健康管理支援事業（令和3年1月施行）の円滑な実施に必要な経費を確保するなど、生活保護の適正実施を推進する。

II 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

■ 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進

市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備のため、市町村等の創意工夫ある取組、都道府県による市町村における地域づくりの取組の支援を引き続き促進する。

さらに、社会とのつながりや参加の支援や、地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援の観点から、市町村の取組を推進し、包括的支援体制の構築を進める。

■ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

■ 自殺総合対策の更なる推進

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行うなど、更なる自殺対策を推進する。

■ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

III 福祉・介護人材確保対策等の推進

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金（→老健局計上）の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

また、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入環境の整備を推進する。

IV 災害時における福祉支援

被災地における相談員の巡回による見守りや相談支援等による被災者の孤立防止や地域コミュニティの構築を支援するとともに、災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成や災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練など、平時の段階からの支援体制の整備を推進する。

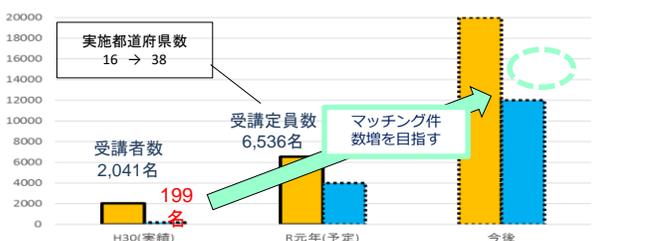
令和2年度概算要求額 3兆75億円 ※復興特別会計分、優先課題推進枠分を含む。
令和元年度当初予算額 3兆 1億円
差 引 +74億円（対前年度 +0.2%）

令和2年度概算要求における介護人材確保対策（社会局・老健局）

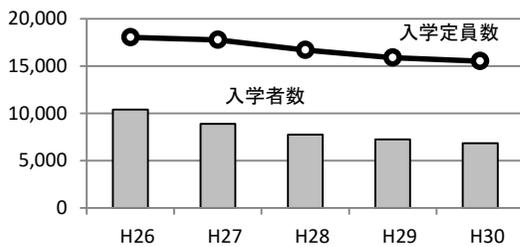
令和2年度においては、介護現場革新会議基本方針等を踏まえ、**高齢者のマッチング（主に介護助手の担い手）**と**若者への多様なアプローチ（介護業務の中心的担い手）**を重点に、**処遇改善、ICT活用等の環境整備**を進め、**社会局・老健局が一体**となって**介護現場の生産性向上に資する人材確保**に総合的に取り組む。

- 本年3月にとりまとめられた「介護現場革新会議」基本方針では、①**介護現場における業務の洗い出し、仕分け**、②**元気高齢者の活躍**、③**ロボット・センサー・ICTの活用**、④**介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進**を進めることとしている。
- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」（5月29日）においては、上記の取組に加え、**介護助手等としてシニア層を活かす**こととしている。

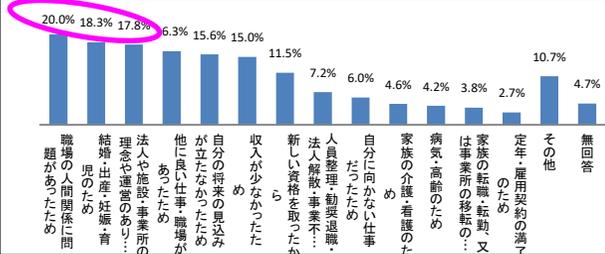
入門的研修は着実に浸透



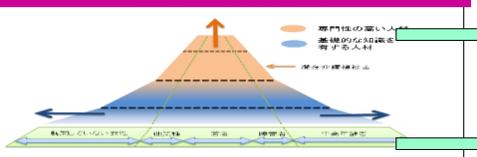
養成施設の充足率は近年低下の一途



離職理由は人間関係や職場の不满が多い



介護人材確保の目指す姿



業務内容

- 入所者のケア
- 介護専門職が担う業務に重点化
- 周辺業務
- ベッドメイキング、食事の配膳、清掃、見守り等

ターゲット

- 介護職を目指す若者
- アクティブシニア、子育てを終えた層
- 潜在介護福祉士

参入促進

- 入門的研修の普及・マッチング
- 魅力発信
- 教育との連携

働きやすい環境整備

- 相談窓口の設置、ハラスメント対策
- ロボット・センサー・ICTの活用支援
- 認証評価制度の普及

対策Ⅰ 多様な人材の参入促進

介護職を目指す若者・学生の増加

- 小中高生への、介護の仕事魅力発信や職場体験等の一層の取組を実施するため、**介護のしごとと魅力発信等事業（若者層向け）の拡充**（社）
- 若手介護職員が、出身校等の学生に対して、介護の仕事に関する魅力の発信を支援する**若手介護職員交流推進事業を創設**（社・基金）
- 介護人材確保のための**ボランティアポイント制度の創設**（老・基金）

アクティブ・シニア、子育てを終えた層の活躍推進

- 介護人材確保のための**ボランティアポイント制度の創設**（再掲・老・基金）
- **元気高齢者等参入促進セミナーの創設**（社・基金）による介護助手等としての活躍推進、**介護のしごとと魅力発信等事業（アクティブシニア層向け）の充実**（社）
- 身近な事業所に就業できるよう**福祉人材センターのマッチング機能の強化**（社）

対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした**介護職員に対する悩み相談窓口設置事業（ハラスメントへの相談も対応）**（社・基金）、事業所を超えた**若手介護職員交流推進事業の創設**（再掲・社・基金）、**介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の拡充**（老）
- 訪問介護員へのボランティアの同行を支援する**介護事業所におけるハラスメント対策推進事業の創設**（老・基金）
- 生産性向上ガイドラインの普及等を行うファシリテーターの養成等を盛り込んだ**生産性向上推進事業の拡充**（老）、同事業と連携した**介護職チームケア実践力向上推進事業**の実施（社）
- 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の**ICT化、情報連携の推進**（老）、**ICT、介護ロボット導入支援事業の拡充**（老・基金）

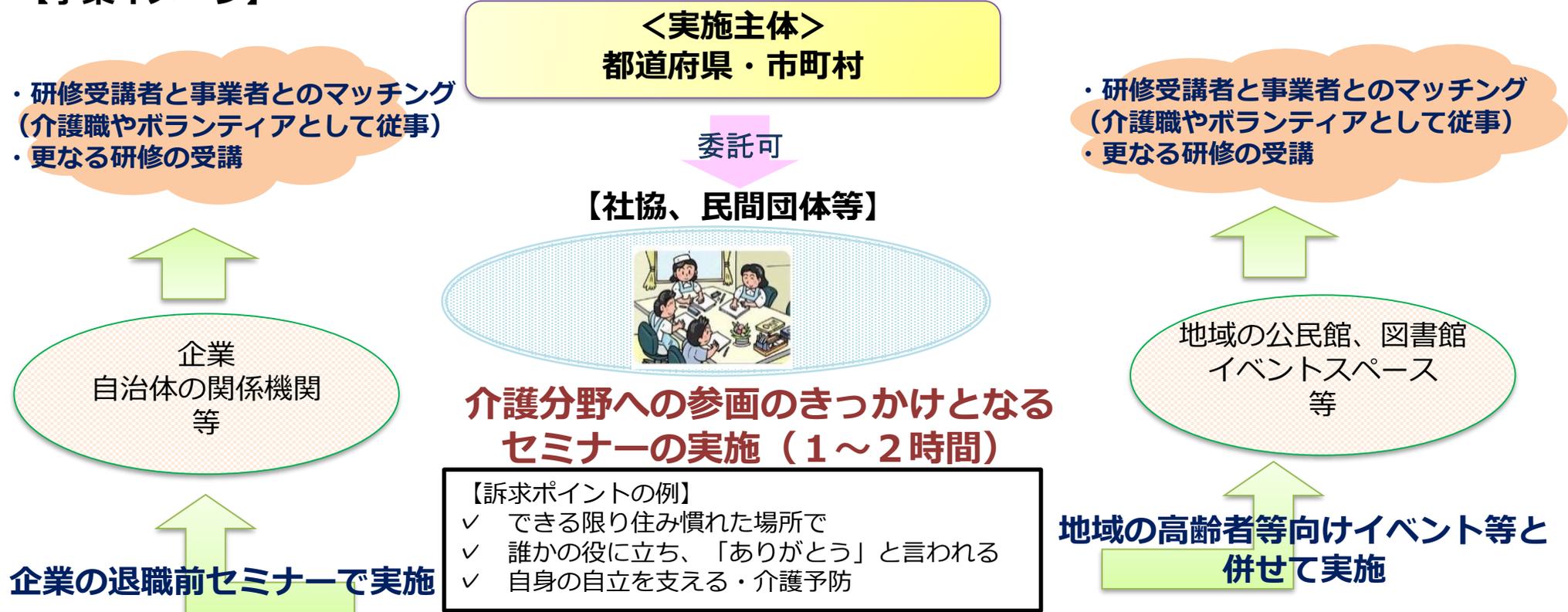


介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 2025年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。
- 平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修（入門的研修・3～21時間）を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー（1～2時間）を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

【事業イメージ】



※入門的研修（3時間程度）とあわせて実施することも考えられる。

※自治体の広報誌等により地域の高齢者へ参加を呼びかけ

新 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、①職場の人間関係に問題があったため(20.0%)、②結婚・出産・妊娠・育児のため(18.3%)、③法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため(17.8%)が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。
- このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

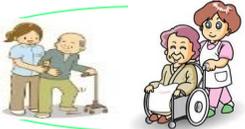
【社協、民間団体等】



相談

助言等

【介護職員】



【取組例】

【相談窓口の設置】

- 相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。
 - ・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）
 - ・ 電話による相談
 - ・ メール・SNSによる24時間相談受付
 - ・ 施設・事業所に対する出張相談
 - ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）

※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。

※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

【相談窓口の普及】

- 相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知
- 相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示



若手介護職員交流推進事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の離職の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。
- このため、一定区域の若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【民間団体等】



合同入職式・交流会等の開催

【若手介護職員】



【取組例】

- 入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

【入職時のネットワーク構築】

- 施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催（グループワーク等も実施）
- 経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
- 所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

- 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催（グループワーク等も実施）
 - 若手介護職員による介護技術コンテストの開催
 - 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR 等
- ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

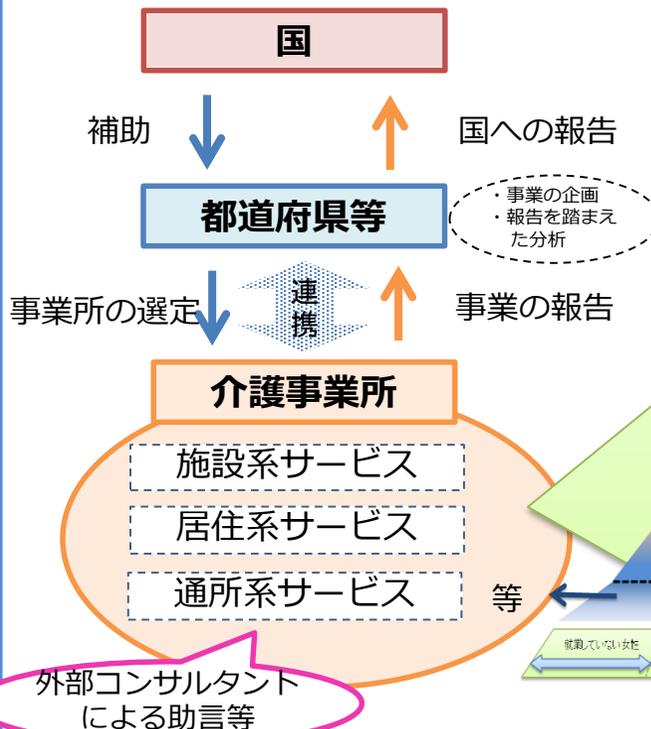
新

介護職チームケア実践力向上推進事業

【令和2年度概算要求額】592,050千円

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要。
- このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。こうした取組に係るかかり増し費用の助成等を行い、その成果の全国展開を図る。

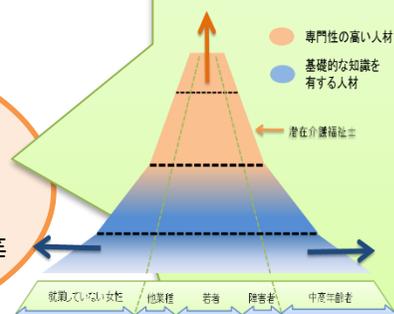
【事業イメージ】



【取組例】

◎生産性向上ガイドラインを踏まえ、外部コンサルタントを活用し、以下の視点により、チームケアの実践力向上の取組をさらに推し進め、これを全国展開していく。

- ・ リーダー職などの人材育成、キャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気付き、コミュニケーション等）
- ・ 事故発生防止、ヒヤリハットの減少
- ・ 家族支援、地域連携 等



- 介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組の構築
- 介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもと、多様な人材によるチームケアの実践
- 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組
- 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

報告書の作成



- 取組を実施する自治体ごとに以下の項目を整理。
 - 地域の特性等、事業実施の背景
 - 取組の内容、ねらい
 - 効果測定、検証
 - 都道府県等による所見 等

国において、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】

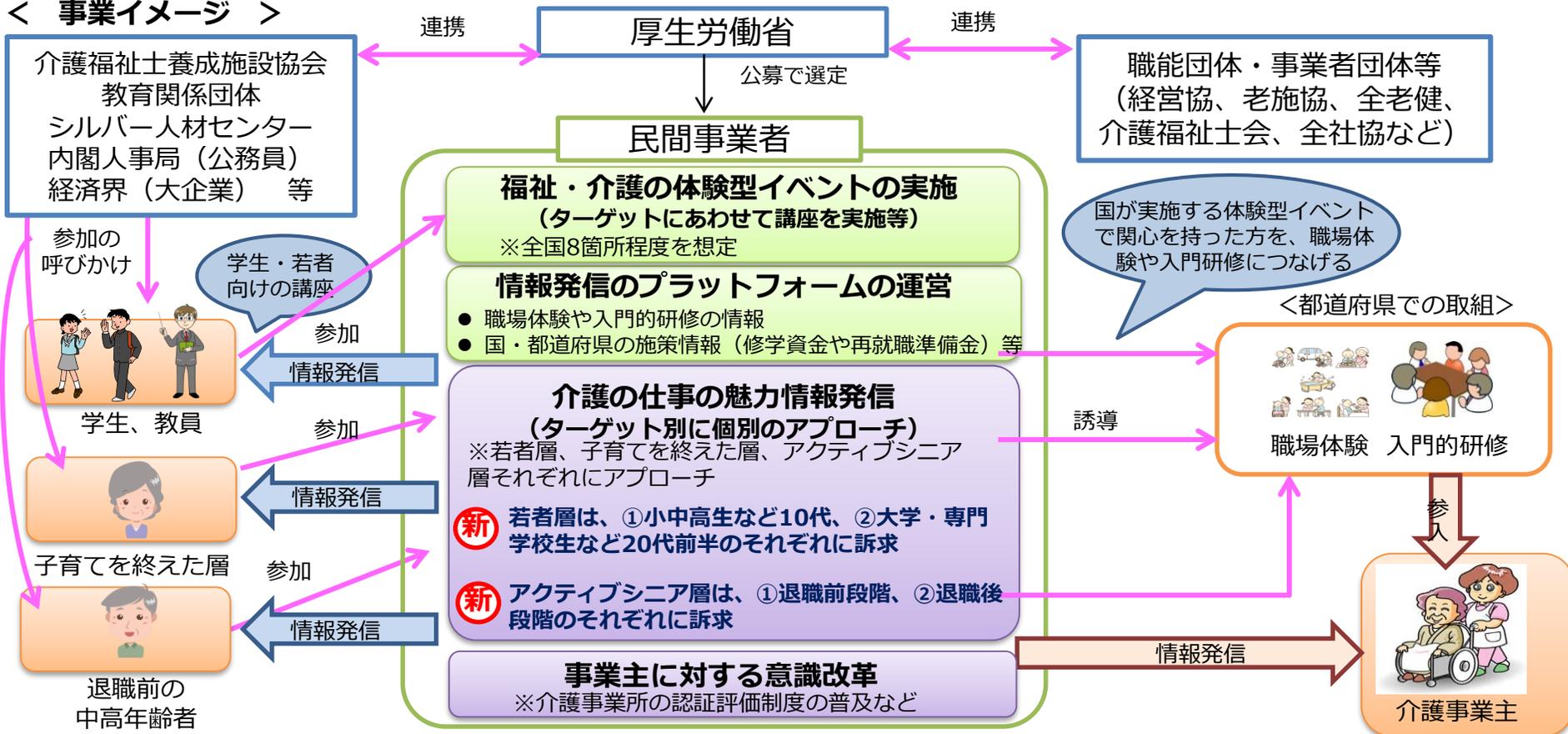
定額補助

新「介護のしごとと魅力発信等事業」の拡充

【令和2年度概算要求額】887,963千円（684,274千円）

- 介護の仕事の魅力発信については、福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチ、介護事業所の事業主に対する意識改革により、魅力向上に取り組んでいる。
 (ターゲット別アプローチの例)
 - ・若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等を発信
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等を発信
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等を発信
- 令和2年度においては、さらにきめ細やかにアプローチできるよう、若者層については、①小中高生など10代、②大学・専門学校生など20代前半のそれぞれに、アクティブシニア層については、①退職前段階、②退職後段階のそれぞれに訴求できるよう事業内容の拡充を図る。

＜ 事業イメージ ＞





福祉人材センターのマッチング機能強化

(中央福祉人材センター運営事業費の拡充)

- 福祉・介護分野の人材不足が指摘されている中、同分野への新規求職者の開拓や、求職者の求める条件等に適合する施設・事業所とのマッチングが重要な課題。
- 平成30年度から、地域医療介護総合確保基金の活用により、介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでを一体的に支援しており、今後、これらの研修受講者が身近な介護施設・事業所に就業できるよう、よりきめ細やかなマッチング手法が求められる。
- こうしたことから、都道府県福祉人材センターにおいて職業紹介や就職説明会等でマッチング業務に従事している職員を対象に、新たにブロック研修を開催することにより、研修機会の充実と同センターのマッチング機能の強化を図る。

(参考) 社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター（全国社会福祉協議会を指定）及び都道府県福祉人材センターを設置することとしており、福祉分野への就労を希望する者への無料職業紹介や就職説明会を実施している。

【事業内容】

職業紹介や就職説明会等でマッチング業務に従事している職員を対象に、新規求職者の開拓や、求職者の求める条件等に適合する施設・事業所とのマッチングに関する実践ノウハウの共有を行う。7ブロックで研修を実施。その際、マッチング件数等の実績が高い都道府県福祉人材センターの取組のポイントを明らかにし、横展開により、全国の福祉人材センターのマッチング機能強化を図る。

【実施主体】

中央福祉人材センター（社会福祉法人全国社会福祉協議会）

【令和2年度概算要求額】

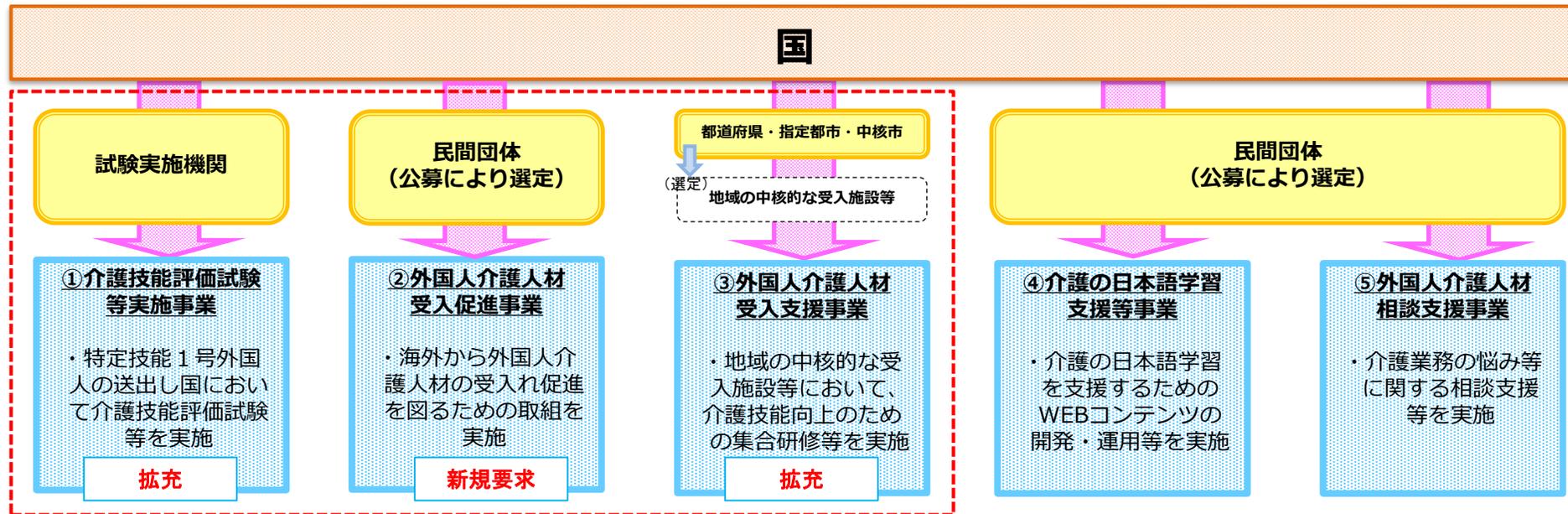
(目) 民間社会福祉事業助成費補助金（中央福祉人材センター運営事業費） **2,909千円**

「外国人介護人材受入環境整備事業」の拡充（令和2年度予算要求）

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。令和2年度予算要求では、外国人介護人材入国前における②を新規事業として要求する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施【拡充】
- ② 地方の特定技能外国人の受入を促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【新規要求】
- ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援【拡充】
- ④ 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等) 等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度概算要求額】1,250,707千円(+340,739千円)【推進枠】



外国人介護人材受入れ施設環境整備事業（仮称）

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたり、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安を感じる、また、外国人介護人材の学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった声が一部の介護施設等においてみられる。
- このような指摘を踏まえ、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることが重要である。
- このため、**令和2年度要求においては、地域医療介護総合確保基金事業の新規メニューとして、外国人介護人材の受入れ施設・受入れ予定施設の環境整備等に必要な経費を要求する。**

新規事業の内容（イメージ）

- **外国人介護人材受入れ施設環境整備事業として、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定の施設等が行う以下の取組について必要な経費についての助成を可能とする。**
 - **日本人職員、外国人介護職員、介護サービスの利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組**
 - ・ 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
 - ・ 講習会への参加等の多文化理解を促進するための取組にかかる経費 など
 - **外国人介護人材の支援体制の強化に資する取組**
 - ・ 介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
 - ・ 外国人介護職員の生活面、メンタルヘルス面等を支えるための取組にかかる経費 など
 - **介護福祉士養成施設における留学生への教育の質の向上に資する取組**
 - ・ 留学生に適切な指導を行うための教員のスキルアップに資する研修等にかかる経費 など